

総会企画委員会規程

2019年5月19日制定

1. 本学会定款第4条に定める「会員の研究促進を目的とする会合」である総会の企画を行うために、総会企画委員会を設ける。
2. 委員は次の各項にあたる会員より理事会において、最大10名程度を選出する。ただし、すべての項から選出することを要しない。
 - (1) 理事およびその経験者
 - (2) 研究委員会委員およびその経験者
 - (3) 以前の総会準備委員会委員の経験者
 - (4) その他、適任と考えられる会員
3. 委員長は委員の中から、理事会の議を経て理事長が指名する。
4. 委員の任期は委嘱の翌々年の3月31日までとする。ただし、委員会の継続性を重視して重任を妨げず、毎年、半数程度の委員は3月31日を超えて継続することとする。また、任期満了後も、担当した企画のまとめ等は担当することとする。